

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成21年9月分（9月納付分）～）

（単位：円）

標準報酬			報酬月額	健康保険料	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額	日額		8.24%	9.43%
1	58,000	1,930	円以上 ～ 63,000	4,779円	5,469円
2	68,000	2,270	63,000～73,000	5,603円	6,412円
3	78,000	2,600	73,000～83,000	6,427円	7,355円
4	88,000	2,930	83,000～93,000	7,251円	8,298円
5	98,000	3,270	93,000～101,000	8,075円	9,241円
6	104,000	3,470	101,000～107,000	8,569円	9,807円
7	110,000	3,670	107,000～114,000	9,064円	10,373円
8	118,000	3,930	114,000～122,000	9,723円	11,127円
9	126,000	4,200	122,000～130,000	10,382円	11,881円
10	134,000	4,470	130,000～138,000	11,041円	12,636円
11	142,000	4,730	138,000～146,000	11,700円	13,390円
12	150,000	5,000	146,000～155,000	12,360円	14,145円
13	160,000	5,330	155,000～165,000	13,184円	15,088円
14	170,000	5,670	165,000～175,000	14,008円	16,031円
15	180,000	6,000	175,000～185,000	14,832円	16,974円
16	190,000	6,330	185,000～195,000	15,656円	17,917円
17	200,000	6,670	195,000～210,000	16,480円	18,860円
18	220,000	7,330	210,000～230,000	18,128円	20,746円
19	240,000	8,000	230,000～250,000	19,776円	22,632円
20	260,000	8,670	250,000～270,000	21,424円	24,518円
21	280,000	9,330	270,000～	23,072円	26,404円

平成21年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、医療に係る保険料率(8.24%)に介護保険料率(1.19%)が加わります。

医療に係る保険料率(8.24%)のうち、5.04%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となっており、3.20%は長寿医療制度支援金等に充てられる特定保険料率となっています。

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いいたします～

「ジェネリック医薬品」をご存じですか？

ジェネリック医薬品とは、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と認められた安価なお薬であり、お薬代や保険財政の負担軽減につながります。